

学校外活動に対する単位認定について

◎学校教育法施行規則（文部科学省令）

[大学等で学修した単位の加算]

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(二・三 省略)

[加算できる単位数の上限]

第九十九条 第九十七条の規程に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

◎県立高等学校管理規則（千葉県教育委員会）

[学校外の学修の単位認定]

第十九条の四 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次の各号に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(二・三 省略)

第十九条の五 第十九条の三の規程に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定により与えることのできる単位数の合計数は、三十六を超えないものとする。

◎県立高等学校管理規則の運用について（千葉県教育委員会）

[学校外の学修の単位認定]

第十九条の四関係（学校外の学修の単位認定）

実施に当たっては、校長は「県立高等学校における学校外の学修の単位認定に係る指針について（通知）」に基づき校内規程を定めること。